

大阪府内における院内移植コーディネーターの設置に関する届出要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、大阪府内の臓器提供可能施設（以下「施設」という。）において、臓器等の移植に関する知識の普及啓発及び臓器等の提供情報等の収集を行い、大阪府臓器移植コーディネーター（以下「府コーディネーター」という。）及び社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）等との連携等の業務を行う者を、各施設が院内移植コーディネーター（以下「院内コーディネーター」という。）として設置することにより、施設内における臓器等の移植に関する担当を明確にし、その活動の促進をはかるとともに、大阪府内における臓器等の移植の円滑な実施をはかるものである。

(業 務)

第2条 院内コーディネーターの業務は次のとおりとする。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）に定める臓器のあっせんは行わない。

(1) 日常業務

- ア 所属する施設において、患者及びその家族等に対する臓器等の移植に関する一般的な説明等
- イ 所属する施設内の医療従事者等に対する臓器等の移植に関する情報の発信及び収集、知識の共有等
- ウ 臓器等の移植の啓発に関する施設の窓口となり、大阪府及び府コーディネーターとの臓器等の移植に関する情報交換や連絡相談体制の整備等
- エ 大阪府やネットワーク、公益財団法人大阪腎臓バンク等が行う会議や研修会への参加、他施設院内コーディネーターとの定期及び随時の情報交換、連絡会議等への参加並びに臓器等の移植に関する知識の向上
- オ 臓器等の提供発生時に備えた施設内の体制整備など、その他臓器等の移植に必要な上記に付随する業務

(2) 臓器等の提供発生時業務

- ア 臓器等の提供申出等があった場合の府コーディネーター及びネットワーク等への連絡業務及び患者家族との連絡調整業務
- イ 円滑な臓器等の摘出体制を確保するための府コーディネーター及びネットワーク等と施設側との連絡調整業務

(要 件)

第3条 院内コーディネーターの要件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大阪府内における脳死下での臓器提供が可能な施設、もしくは心停止での腎臓提供が可能な施設に所属する職員であること
- (2) 前条に定める院内コーディネーターとしての業務を遂行できるもの

(名簿への登載)

第4条 大阪府は、施設の長から、「院内移植コーディネーター設置届（第1号様式）」により院内コーディネーターの届け出があった者を「大阪府院内移植コーディネーター名簿（第2号様式）」に登載する。

(変更及び廃止)

第5条 施設の長は、第4条の規定により届け出た事項に変更があったとき及び院内コーディネーターを廃止するときは、「院内移植コーディネーター変更（廃止）届（第3号様式）」により大阪府に届け出るものとする。

(研修等)

第6条 大阪府は、ネットワーク等と連携し、院内コーディネーターを対象とした臓器等の移植に関する研修会（連絡会議を含む。）を定期的を開催する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する

この要綱は、令和3年1月4日から施行する

この要綱は、令和3年4月1日から施行する